

令和2年度市民活動支援事業費補助金

質問事項への回答

Q1. 交付決定前に活動したいのですが、補助対象となりますか。

A1. 補助事業の対象となるのは、補助金の交付決定を受けた団体の、交付決定後の活動のみです。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により募集開始が予定より延期されたこと、また、今年度より補助金採択のための審査会が実施されることから、交付決定時期についても、例年の時期より後になる予定です。

大まかなスケジュールについては、実施要領に添付されていますので、御確認ください。

Q2. 補助金を使って、新型コロナウイルス対策としてマスク、消毒液等を購入することは認められますか。

A2. 活動時に使用するために購入されるものについては、認められます。

ただし、活動の参加者数分のみ購入するなど、認められる数量は活動の範囲内に限られますので、活動規模を考えて購入してください。

Q3. 事業計画を作成しているのですが、100万円を使い切る計画を立てられません。

A3. 今年度より補助上限額が25万円から、100万円になりました。あくまで補助できる上限の額ですので、100万円以内で、活動に必要な額を申請してください。

(参照：実施要領別添Q&A Q28)

Q4. 活動の一部を業者に委託することはできますか。

A4. 当補助金は、団体が行う活動に対して補助するものなので、「委託」など第三者が代行した活動は補助の対象外です。(参照：実施要領別添Q&A Q20)

Q5. 報償費としての謝礼金は、どのような場合に補助対象になりますか。

A5. 活動に係る外部指導者等に対する謝礼金などが補助対象となります。補助対象外である環境学習を目的とした、講師への謝礼金は補助対象にはなりません。

【具体例】

- ヨシの刈取りのための、技術的な指導者への謝礼金
- × 参加者の意識啓発のため、植生帯の観察・説明などを行う講師への謝礼金

Q6. 報償費の上限額は、ありますか。

A6. 当補助制度の中では、報償費の金額については特に定めがありませんので、社会通念上妥当と思われる範囲内で、団体内部で事前に定め、申請時に提出する収支予算書に記載の上、実際の報償費の額を決定してください。

Q7. 環境保全を目的とした活動と、環境学習など補助対象ではない活動を併せて行いたいのですが、これらの活動経費は補助対象となりますか。

A7. 環境保全を目的とした活動に係る経費のみ補助対象となります。

補助対象となる活動と、補助対象外となる活動を同時的に行う場合は、経費等の会計をそれぞれの活動の目的ごとに明確に区分し、補助対象に係るもののみご申請、ご報告ください。

なお、明確に区分されていない又は区分することができない経費等については、補助対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

Q8. 団体で水辺地の草刈りを行った後、刈った草の処分を業者に委託することはできますか。

A8. Q4 のとおり、当補助金は、団体の活動に対して補助するものなので、業者への委託は、原則補助対象外です。

ただし、補助対象経費として、「廃棄物処分費」、「使用料（トラックのレンタル料）」は認められますので、業者からトラックを借りる等により、団体が自ら処分する経費については、補助対象となります。